



長年にわたって同じ職業に従事し、技能・技術に優れ、後進の指導・育成と市民生活の向上に貢献されてきた方を技能功労者として表彰しています。

次に該当する方を推薦してください。自薦・他薦は問いません。なお、技能職団体に加入している方は、各団体から推薦していただきます。

◇対象 5月1日現在、次のいずれかに該当する方
*満60歳以上で、市内に25年以上継続して居住し、市内外で同じ職業に30年以上従事し

◇対象となる職種 洋裁師、和裁師、調理師、製菓技術職、豆腐職、とび職、大工、配管工、左官工、屋根職、板金工、プレス型工、石工、ブロック工、タイル工、レンガ工、電気工事士、畳職、建具職、表具職、桶職、竹細工職、塗装工、時計修理士、はり師、きゅ

ている

*満50歳以上で、身体障害者手帳1〜3級を持ち、市内に20年以上継続して居住し、主に市内で同じ職業に25年以上従事している

う師、マッサージ師、指圧師、造園工、植木職、美容師、理容師、フリーニング師、写真師、洗染職、印刻師、農業従事者など

※障害のある方には、絵、書、陶芸、刺しゅう、編物、キーパーチが追加されます。

◇推薦 推薦書(市役所産業振興係にあり)に、候補者の署名・捺印(おうえ、8月9日まで(平日のみ)に市役所産業振興係へ)

☆詳しくは、産業振興係へ。

市民図書館を閉館

市民図書館は、令和2年3月開館予定の教育福祉総合センター「アキシマエンス」(つづが丘3丁目)へ移転します。

その準備のため、12月28日(土)をもって閉館します。

なお、閉館後の代替措置については、決まり次第お知らせします。

☆詳しくは、市民図書館管理課 ☎543-1523 へ。



夏休み期間中に学校閉庁日を設定

教員の心身の健康維持と教育活動の質の向上のため、昭島市立小・中学校で、8月13日～15日を学校閉庁日とします。

この期間は、転出・転入などの手続きのほか、電話による相談もできません。ご理解とご協力をお願いします。

☆詳しくは、指導課へ。

消費生活センター インターネットでのお試し商品の購入は慎重に



消費生活センターに相談のあった事例をもとに、トラブルへの対応を紹介します。

相談

インターネットを通じて500円のお試し価格で健康食品を注文した。商品が届いたが、同封の書類に「今後定期的に届く」と書いてある。販売店について調べてみると、悪評が多く不安である。2回目以降は不要なので解約したい。

回答

1 回限りのお試しのつもりが、定期購入の申し込みだったという相談が多数寄せられています。

今回は、商品のホームページに掲載されている規約で、2回目の商品の解約申し出期日を過ぎていないことを確認できたので、販売店に解約の

申し出をするよう助言しました。しかし、相談者から「販売店の電話が繋がらない」と連絡がありました。ネット通販の場合、曜日や時間帯によって問い合わせ窓口の電話が繋がりにくいことがあります。時間を置いて根気よく電話をかけるよう伝えたところ、電話が繋がりに、相談者は解約することができました。

今回は、初回のお試し価格の支払いのみで解約できませんが、最低購入回数が決まっています。すぐ解約できない場合、解約できてもお試し価格を通常価格で支払わなければならない場合があります。注文する前に、定期購入か、途中で解約は可能かなど、解約方法・条件を確認しましょう。

☆詳しくは、消費生活センター ☎544-593399 へ。